

全環企発第22号
令和6年3月1日

事業主様

全環境企業年金基金
理事長 濱島 直人

標準掛金の掛金率変更について

当基金の事業運営につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、確定給付企業年金制度の運営においては、少なくとも5年ごとに、将来の給付額の現在価値を推計し直し、年金資産を確保するための標準掛金を納付いただくため、適正な掛金率を算定することが法令によって定められています。これを財政再計算といいます。

当基金では、令和5年3月末基準にて財政再計算を行った結果、事業所に定着する加入者が増えたため、算定に使う数値のうちの予定脱退率が下がり、その結果標準掛金の掛金率が若干上昇いたしました。

標準掛金の掛金率変更については、第23回代議員会（令和6年2月22日開催）において承認され、変更後の掛金率を規約に定めます。

なお、変更後の掛金率は、令和6年4月分の標準掛金から適用となりますので、令和6年5月にお送りする納入告知書の標準掛金額をご確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

☆事務費掛金については変更ありません。

☆変更後の掛金表を同封いたしますので、ご活用ください。

掛金率の変更（令和6年4月分から）

第1年金（全加入事業所）

区分	変更前	変更後
第1標準掛金	基準給与の合計額×97.8%	基準給与の合計額× <u>98.6%</u>
第1事務費掛金	基準給与の合計額×18.0%	基準給与の合計額×18.0%

第2年金（第2年金に加入している事業所のみ）

区分	変更前	変更後
第2標準掛金	第2基準給与の合計額×97.6%	第2基準給与の合計額× <u>97.8%</u>
第2事務費掛金	第2年金加入者の人数合計×350円	第2年金加入者の人数合計×350円

(参考)

財政再計算（令和5年3月末基準）による標準掛金への影響について

全環境企業年金基金の給付は、全事業所が加入している第1年金と、
上乘せの第2年金があり、第2年金への加入は事業所の任意による。



○第1標準掛金・・・毎月末現在の加入者の第1基準給与*の合計額×掛金率

*第1基準給与＝厚生年金保険の標準報酬月額×1.2%

○第2標準掛金・・・毎月末現在の加入者の第2基準給与*の合計額×掛金率

*第2基準給与＝基金規約別表第2の②に規定する額

*第1年金の基準給与

厚生年金保険の標準報酬月額		基準給与（円）
等級	月額（円）	標準報酬月額×1.2%
1	88,000	1,056
2	98,000	1,176
3	104,000	1,248
4	110,000	1,320
・	・	・
・	・	・
・	・	・
32	650,000	7,800

*第2年金の基準給与

基金規約別表第2の②			
事業所番号	第2年金採用実施事業所名称	①第2年金加入者	②第2基準給与の額
○	●●環境(株)	就業規則第2条に規定する従業員	退職金規程第2条に規定する額（月額2,000円）

○財政再計算結果による掛金率の変更

	第1年金（第1標準掛金）		第2年金（第2標準掛金）	
	現行	変更後	現行	変更後
掛金率	97.8%	98.6%	97.6%	97.8%

例 ●●環境（株）・・・加入者50人 第2年金にも加入（一律2,000円）

令和6年4月分の標準掛金の計算

第1標準掛金・・・加入者50人の基準給与の合計 227,040円×98.6%＝223,862円・・・変更後
 *50人の基準給与の合計額を227,040円とした場合 227,040円×97.8%＝222,046円・・・現行
 （現行との差額 1,816円）

第2標準掛金・・・加入者50人の基準給与の合計 100,000円×97.8%＝97,800円・・・変更後
 *50人の基準給与の合計額を100,000円とした場合 100,000円×97.6%＝97,600円・・・現行
 （現行との差額 200円）

全環境企業年金基金掛金表

2024(令和6)年4月1日改定

第1年金 (全加入事業所)

(基金規約別表第3: 基準給与)

厚生年金保険の標準報酬		基準給与(円)
等級	月額(円)	(標準報酬月額×1.2%)
1	88,000	1,056
2	98,000	1,176
3	104,000	1,248
4	110,000	1,320
5	118,000	1,416
6	126,000	1,512
7	134,000	1,608
8	142,000	1,704
9	150,000	1,800
10	160,000	1,920
11	170,000	2,040
12	180,000	2,160
13	190,000	2,280
14	200,000	2,400
15	220,000	2,640
16	240,000	2,880
17	260,000	3,120
18	280,000	3,360
19	300,000	3,600
20	320,000	3,840
21	340,000	4,080
22	360,000	4,320
23	380,000	4,560
24	410,000	4,920
25	440,000	5,280
26	470,000	5,640
27	500,000	6,000
28	530,000	6,360
29	560,000	6,720
30	590,000	7,080
31	620,000	7,440
32	650,000	7,800

掛金計算の仕方

(例) O×環境産業株式会社

Aさん 標準報酬月額 104,000円
 Bさん 標準報酬月額 104,000円
 Cさん 標準報酬月額 200,000円
 Dさん 標準報酬月額 560,000円

Aさん 基準給与: 1,248円
 Bさん 基準給与: 1,248円
 Cさん 基準給与: 2,400円
 Dさん 基準給与: 6,720円

基準給与合計: 11,616円

第1標準掛金	11,616円×98.6%	11,454円
事務費掛金	11,616円×18.0%	2,091円

掛金合計: 13,545円

第1標準掛金	基準給与の合計額×98.6%
事務費掛金	基準給与の合計額×18.0%

(1円未満の端数は、1円に切り上げる)

第2年金 (第2年金に加入している事業所のみ)

(基金規約別表第2の2: 第2年金採用実施事業所に関わる基準給与等)

掛金計算の仕方

(例) 第2年金採用事業所「O△株式会社」

基金規約別表第2の2

事業所番号	第2年金採用実施事業所の名称	①第2年金加入者※	②第2基準給与の額	③第2基準給与の付与開始日	④第2基準給与の付与終了日	就業規則等の効力日
1	O△株式会社	就業規則第2条に規定する従業員	退職金規程第2条に規定する額(月額3,000円)	入社日	就業規則第5条に規定する定年の日	平成31年4月1日

Aさん 従業員(第2年金加入者) 第2基準給与: 3,000円
 Bさん 従業員(第2年金加入者) 第2基準給与: 3,000円
 Cさん アルバイト(※①により加入者とならない)

第2基準給与合計: 6,000円

第2標準掛金	6,000円×97.8%	5,868円
事務費掛金	2人×350円	700円

掛金合計: 6,568円

第2標準掛金	第2基準給与の合計額×97.8%
事務費掛金(第2年金分)	第2年金加入者の人数合計×350円

(1円未満の端数は、1円に切り上げる)